

親の介護と相続・空き家対策に!

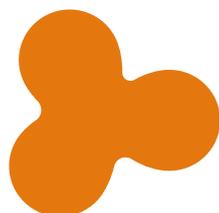
～認知症に備えて安心～

「やさしい家族信託」解決事例集



ごあいさつ	P2
家族信託とは	P3
家族信託のメリット	P4
解決事例 1～10	P5
「司法書士事務所ともえみ」のご紹介	P20

ともに笑顔に!
～安心な老後と幸せな相続を実現します～



司法書士事務所
ともえみ

ごあいさつ

家族信託 解決事例集 発行にあたって

お客様の「安心な老後」と「幸せな相続」の実現に 全力を尽くします。



司法書士事務所ともえみ

代表司法書士 **山口良里子**

大阪司法書士会会員 2622号

簡裁訴訟代理認定第312455号

公) 成年後見センター・リーガルサポート会員

社) 家族信託普及協会認定 家族信託専門士

様々な情報があふれ、価値観も多様化し、何が本当の幸せかが見えづらくなっている時代。

相続発生後の遺産分割争いは、年々増加の一途をたどり、せっかく先代が築かれた財産をスムーズに引き継げないばかりか、家族が争い、バラバラになってしまうことも散見されるようになりました。

さらに、4人に1人が65歳という超長寿社会の日本において、2025年には実に700万人もの人が認知症を患うとされています（平成27年厚生労働省）。

誰にでも必ずやってくる「死亡（相続の発生）」や「老い」という「未来」を、「安心」で「幸せ」なものにするために、何を、どのように、備えておくべきか。

私たち司法書士事務所ともえみは、時代のニーズを的確にとらえ、お客様の声に応えるべく、既存の相続・生前対策に加え、新たな財産管理手法である「家族信託」を使い、「争族（相続）対策」と「老後の財産管理」についての総合的な問題解決コンサルティングを実践しています。

この、「家族信託 解決事例集」は、親や身近な親族のお世話をされている方々の抱える「介護」「遺産トラブル」「空き家」などへの不安を少しでも軽く、安心して楽しい毎日を過ごしていただきたいとの願いから、作成いたしました。ぜひ、お手に取っていただき、ご家族みんなの「安心な老後」と「幸せな相続」の実現に、ご活用いただければ幸いです。

「相続争いの悲劇」を防ぎ、「老後の財産管理の不安」を解消し、笑顔あふれる社会の実現のために、スタッフ一同全力を尽くしてまいります。

事務所概要

司法書士事務所ともえみ

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-11-4

大阪駅前第4ビル 12F

TEL : 06-6136-3302

FAX : 06-6136-3435

URL : <http://www.tomoemi.co.jp/>



家族信託とは

家族信託契約とは、親（委託者という）が、子どもなどの信頼できる家族・親族（受託者という）に、不動産や預貯金などの財産の管理を任せる契約のことで、「民事信託」ともいわれます。

親（委託者）が決めた目的に沿って、子ども（受託者）が、信託された財産を管理・処分し、親（受益者という）のために使用します。親が元気なうちから準備しておくことで、**認知症等で親の判断能力が低下しても、財産が凍結することなく、引き続き子どもが親のために使うことができると、利用される方が増えています。**

委任契約が「親の判断能力がなくなると無効になる」と比べ、親の判断能力がなくなっても有効であることが家族信託契約の最大の魅力です。また、遺言では「自分の死後の財産の承継についてしか決められない」のに比べ、家族信託契約では、「自分の死後だけでなくその先何代にもわたる財産の承継について決められる」というリットがあります。

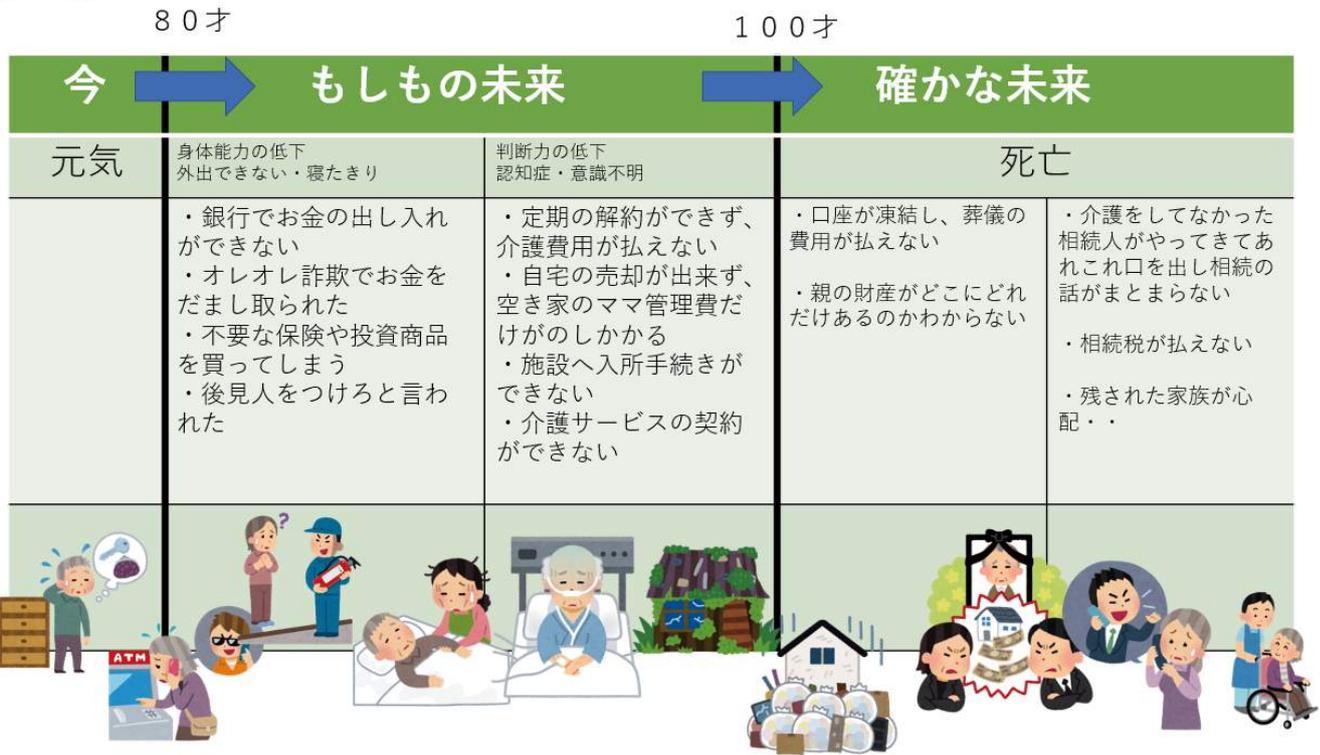
家族信託契約イメージ



家族信託のメリット

厚生労働省によれば、2025年には認知症患者が700万人になると言われています。認知症などで親の判断能力が低下すると、資産は凍結され、親自身や家族のために財産を動かすことができなくなります。高齢期の親には、認知症だけでなく様々なリスクがつきまといまいます。「**家族信託**」は、**そのような高齢期の様々なリスクに備え、大切な資産と家族を守るために使える、最新の法律の制度**です。

親の老後と死後のリスクいろいろ



“究極の財産管理ツール” 家族信託の実践手法がわかる！資産管理、相続・事業承継に携わる専門家のための情報誌

「家族信託実務ガイド」第5号の特集「成年後見制度の限界と家族信託の活用」に、ともえみ代表山口良里子の記事が掲載されました。

解決事例

親の介護と相続・空き家対策に！認知症に備えて安心「家族信託」の、解決事例をご紹介します！

ケース

1

大変、お母さんが認知症！？
安心な老後生活を実現するために今できる対策とは

ケース

2

認知症になったら実家が売れないってホント？

ケース

3

高齢の親の代わりに実家マンションの管理をする良い方法は？

ケース

4

お父さんが緊急入院。「遺言」があっても
お父さんのお金がおろせなかった例

ケース

5

認知症のお母さんを残してお父さんが他界したら
お父さん名義の遺産はどうなるの？

ケース

6

収益不動産の継承をスムーズにする「家族信託」

ケース

7

老後資金2,000万円が足りない！？
80歳の母が「投資をしたい」と言ってきた・・・

ケース

8

高齢の親を詐欺被害から守るための家族信託

ケース

9

相続トラブルの回避にも！
親が元気なうちにする生前対策

ケース

10

我が家に家族信託は必要??

ケース
1

大変、お母さんが認知症！？ 安心な老後生活を実現するために今できる対策とは

「80代の母の物忘れが気になります。同じことを何度も聞いたり、約束の日を間違えたりすることも多くなっているようです。」

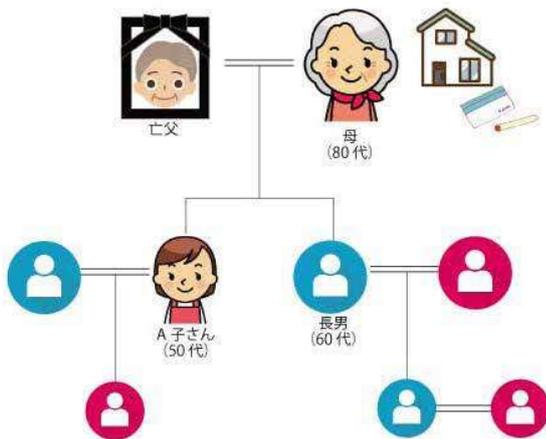
50代のA子さんは、実家で一人暮らしのお母さんが認知症かも…と心配になっているようです。

TV等で、認知症になると資産が凍結されるということを目にしたA子さんは、お母様の安心な老後の生活を実現するためのご相談にいられました。

ご家族の状況及び資産状況

お父さんは亡くられており、お母さんはご実家でお一人暮らし。A子さんには長男であるお兄様がいらっしゃいますが、仕事の関係で遠方にお住まいのため、お母さんのことはA子さんに任せっきりです。

資産は、ご自宅と預貯金が約1,000万円です。



このまま何もしなかったらどうなる？

お母さんの認知症が進めば、資産が凍結してしまいます。財産には「名義」があり、本人名義の財産は本人しか使えないのが原則だからです。

定期預金の解約や、株や投資信託の売却等は、本人の意思が確認できなければ銀行や証券会社は取引をしてくれません。

そのため、この先ご自宅を修繕・リフォームしたり、お一人暮らしが難しくなり、施設へ入所したりする際に必要なお金が、お母さんの預貯金から出せなくなってしまいます。

お母さん名義のご自宅も、売却の際には本人の意思確認が必要となるため、このまま何もしなければ売却も難しくなってくるでしょう。

家族信託を用いた解決策

お母さんが認知症になる前に、A子さんとお母さんで家族信託契約を締結することにしました。

これにより、お母さんの認知症になった後も、資産が凍結することなく、お母さんのために使うことができます。

また、A子さんは、お母さんの資産を預かっているだけなので、贈与税がかかることはありません。

家族信託契約の例

委託者（財産を托す人）	お母さん
受託者（財産を託される人）	A子さん（長女）
受益者（信託の利益を得る人）	お母さん
信託財産（預ける財産）	①自宅、②預貯金1,000万円
信託の目的	①お母さんの安心な老後の生活の実現、②円満な相続
受託者の権限	お母さんの生活費の支払い、不動産の管理・修繕・賃貸・売却
信託終了時	お母さんが他界時。残った財産があれば子ども達で平等に分ける



家族信託の結果

- ①お母さんが元気なうちから、誰に何をどう託すのが決めることができる。
- ②お母さんが認知症になった後も、資産が凍結することなく、Aさんが契約内容にしたがって財産管理をすることができる。
- ③お母さんが施設へ入居して、実家が空き家になった場合、Aさんが実家を売却して介護費用に充てることができる。
- ④お母さんから信託された財産と、Aさんの個人財産は「分別して」管理ができるため、お母さんや他の兄弟への管理状況説明がしやすい。
- ⑤信託財産の信託終了時の扱いについても契約で定めておけるため、お母さんが他界した時に資産が凍結して葬儀費用が出せなくなることがない。

親の認知症が気になり始めたら「家族信託」を検討しよう

家族信託とは、親が子どもなどの信頼できる家族・親族に、不動産や預貯金などの財産の管理を任せる契約のこと

で、「民事信託」とも言われています。

家族信託を締結すると、親が決めた目的に沿って、子どもが信託された財産を管理・処分し、親のために使用することができます。

これまで、

- ・万が一親が認知症になってお金がおろせなくなったらどうしよう。。。

- ・私に介護の費用がはらえるのかしら。。。
- ・後見人を付けないといけなくなったらどうしよう…などといった漠然とした不安を解消できる制度とも言えるでしょう。

親の認知症が気になり始めたら、早めに専門家へ相談することをオススメします。

ケース 2

認知症になったら実家が売れないってホント？

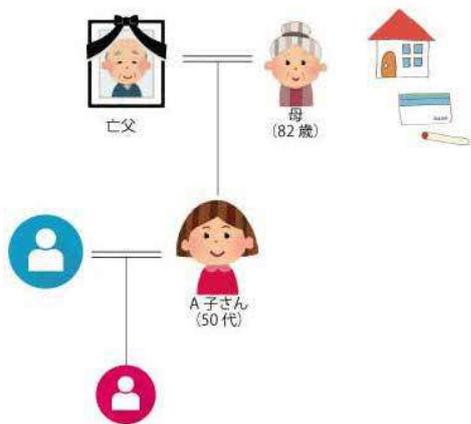
A子さんのお母さんは82歳。3年前にお父さんが他界してから実家で一人暮らしをしています。最近物忘れがひどくなり、ボヤ騒ぎを起こしたことから、このまま一人暮らしをさせるのが心配になり、Aさんの家で一緒に暮らすことになりました。

まだまだ、自分でお買い物や身の回りのこともできるお母さんは、孫の面倒を見ながら新たな生活をスタートすると張り切っています。しかし、Aさんは将来お母さんが体調を崩し、介護が必要になった時の費用の負担のことを心配し、相談に來られました。

ご家族の状況及び資産状況

お父さんは亡くなられており、お母さんはご実家で一人暮らし。資産は、空き家になるご自宅と預貯金が約500万円です。

Aさんは、お母さんとの同居は決めたものの、すぐに実家を売るつもりはなく、お母さんの調子が悪くなったら実家を売却して介護や医療費に充てたいと考えています。



このまま何もしなかったらどうなる？

お母さんが認知症と診断されてしまうと、資産が凍結してしまいます。

財産には「名義」があり、本人名義の財産は本人しか使えないのが原則だからです。

定期預金の解約や、株や投資信託の売却等は、本人の意思が確認できなければ銀行や証券会社は取引をしてくれません。

特に不動産の売買取引には、不動産会社担当者や司法書

士、金融機関の担当者といった様々なプロフェッショナルが関与し「本人の意思確認」を行うことで取引の安全を図っています。

そのため、このまま何もしないと、いざという時に売却ができないということが起こり得ます。

家族信託を用いた解決策

委託者（財産を托す人）	お母さん
受託者（財産を託される人）	A子さん（長女）
受益者（信託の利益を得る人）	お母さん
信託財産（預ける財産）	①空き家になる自宅、②100万円
信託の目的	①お母さんの安心な老後の生活の実現、②円満な相続
受託者の権限	実家の管理、売却、売却代金の管理とお母さんの生活・介護・医療費の支払い
信託終了時	お母さんが他界時



家族信託の結果

①お母さんが信託せず手元に置いた「お母さん名義のお金」は、お母さんが自由に使うことができる。

（但し、お母さんが認知症になった場合の凍結リスクはあります。）

②空き家となった実家の管理（固定資産税や掃除、近所づきあい）が負担になった場合に、AさんがAさんのタイ

ミングで売却して負担を軽減できる。

- ③実家を売却して得た代金は、A子さんの個人資産とは「別口」で管理され、お母さんの生活や介護費用に充てることができる。
(お母さんが認知症になっても凍結しません。)
- ④A子さんはお母さんの資産を預かっているだけなので、贈与税がかかることはない。
- ⑤A子さんはお母さんの資産を売却しただけなので、譲渡所得税がかかることはない。
(お母さんにかかります。)
- ⑥信託財産の信託終了時(お母さんが他界した時)の扱いについてまで契約で決めておけるため、お母さんが他界した時に資産が凍結して葬儀費用が出せずに困ることがない。

親と同居を決意したら「家族信託」で将来の介護費用に備えよう

A子さんは、お母さんが元気なうちに家族信託契約をしておくことで、実家不動産という大きな資産がいつでも流動化できるようになり、将来の介護費の負担をどうするのかの心配がなくなりました。

お母さんも、空き家になる自宅不動産の管理や処分をA子さんをお願いできてほっと一安心。気楽な毎日を送れるようになりました。

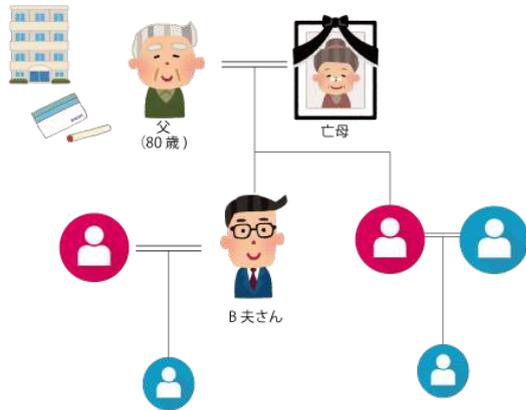
親と同居を決意した時は、様々なことを整理整頓するチャンスです。

「家族信託」で将来の不安を解消することを、選択肢の一つに加えてみてはいかがでしょうか？

ケース
3

**高齢の親の代わりに
実家マンションの管理をする良い方法は？**

父はもうすぐ80歳になります。昨年母が他界してから実家のマンションで一人暮らしをしているのですが、最近物忘れがひどくなってきて、鍵をなくしたり、マンションの管理費を滞納したりしているようです。代わりになんとかしてあげたいのですが、良い方法はありませんか？と、ご長男のB夫さんからご相談がありました。



家族信託を用いた解決策

B夫さんは、実家マンションをお父さんの持ち物のままで、代わりに管理や売却がおこなえる家族信託の実家マンション管理・承継プランを締結することにしました。



このまま何もしなかったらどうなる？

もし、マンションの持ち主であるお父さんが認知症になってしまうと、たとえ家族であったとしても

- ・マンションの管理や修繕・契約をおこなうことができない
- ・固定資産税や管理費の支払いができない
- ・介護が必要になっても自宅が売却できない

という事態になってしまいます。

何もできないままマンションを放っておくと、資産価値もどんどん低下していくでしょう。

委託者 (財産を托す人)	お父さん
受託者 (財産を託される人)	B夫さん (長男)
受益者 (信託の利益を得る人)	お父さん
信託財産 (預ける財産)	①自宅マンション、 ②現金300万円
信託の目的	①お父さんの安心な老後の生活の実現、②円満な相続
受託者の権限	実家の管理、売却、売却代金の管理とお父さんの生活・介護・医療費の支払い
信託終了時	お父さんが他界時

家族信託の結果

- ①お父さんの代わりにマンションの管理、修繕、リフォーム、鍵の取り替えができる
- ②管理費・固定資産税・マンション諸経費の支払いができる
- ③管理組合の会合へ出席し、意見を述べる事ができる
- ④マンションを売却して、親の療養・介護費用にあてる事ができる
(売却して得た代金は、B夫さんの個人資産とは「別口」で管理される)
- ⑤B夫さんはお父さんの資産を預かっているだけなので、贈与税はかからない
- ⑥親が他界した場合に、室内の片付けや処分がスムーズにできる

親が認知症になる前に「家族信託」で不動産の管理不能リスクに備えよう！

お父さんは、B夫さんと家族信託契約を締結することで、忘れてしまいがちなマンションの管理費や固定資産税の支払いをB夫さんが代わりにしてくれるため、安心して自宅に住むことができるようになりました。

またB夫さんが管理組合の会合への出席や、修繕等がスムーズにできるようになったことで、資産価値の低下も防ぐことができました。

親が認知症と診断されてしまうと、親の持ち物である不動産の管理はできなくなってしまいます。

実家マンションの管理のことでお困りの方、将来不動産の管理不能リスクが考えられるという方は、お気軽にご相談ください。



ケース4 お父さんが緊急入院。「遺言」があってもお父さんのお金がおろせなかった例

74歳の父が熱中症で倒れ、救急車で運ばれました。一命はとりとめたものの、すぐに意識が戻らずしばらく入院することになりました。入院費用の支払い用にお金をおろそうと、父の通帳を持って銀行に行ったのですが、お金がおろせなかったのです。

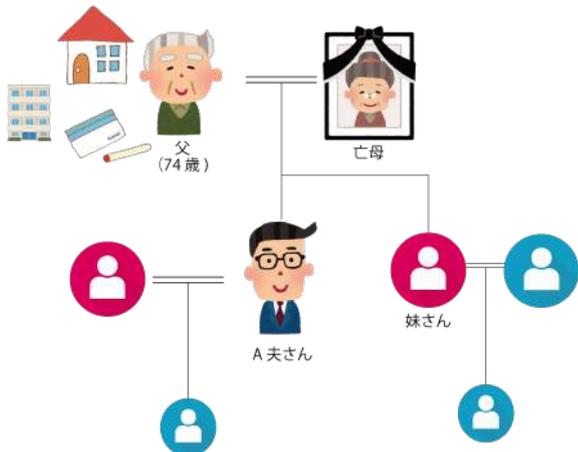
その後父の意識は戻り、2週間で退院できることになったのですが、またいつ同じようなことが起こるか心配です。とご相談がありました。

ご家族の状況及び資産状況

ご相談いただいたのは40代のA夫さん。A夫さんが大学生の時に母さんが他界してからは、男でひとつでA夫さんと妹さんを育てられました。現在はA夫さんの家から車で30分の実家に一人で住んでいます。

4年前、70歳で仕事を辞めてからは、A夫さんと妹さんが困らないようにと終活に励んでおられ、「お前達が何も困らないように遺言も買ったからな」が口癖。

財テクも得意で、近くに小さな収益マンションを購入し、その家賃と年金で悠々自適のシニアライフを送っておられました。



遺言書があってもお金がおろせない！？

A夫さんは、銀行でお父さんの書いてくれた遺言書のことを伝えましたが、それでもお父さんのお金はおろせませんでした。

財産には「名義」があり、本人名義の財産は本人しか使えないのが原則だからです。

定期預金の解約や、株や投資信託の売却等は、本人の意思が確認できなければ銀行や証券会社は取引をしてくれません。特に不動産の売買取引には、不動産会社担当者や司法書士、金融機関の担当者といった様々なプロフェッショナルが関与し「本人の意思確認」を行うことで取引の安全を図っています。

遺言で決めておけるのは、本人が他界したあとのことだけ。意識が戻らないお父さんのお金は「塩漬け」状態になってしまったのです。

お父さんの資産を塩漬けにしないための家族信託

A夫さんがお父さんの入院中に困ったのは以下のことです。

- ・お父さんの意識が戻らず、お父さんのお金がおろせなかった
- ・銀行で遺言書があると説明してもお金をおろすことができなかった
- ・収益マンション管理会社にお父さんの代理と言っても話が通じず、家賃の回収ができなかった

また急に倒れたりした時に、お父さんのお金がお父さんのために使えなかった困るため、お父さんとA夫さんで家族信託を締結することにしました。

委託者（財産を托す人）	お父さん
受託者（財産を託される人）	A夫さん（長男）
受益者（信託の利益を得る人）	お父さん

信託財産（預ける財産）	①お父さんの住んでいる自宅、 ②賃貸マンション、③現金 300万円
信託の目的	①お父さんの安心な老後の生活 の実現、②円満な相続
受託者の権限	実家、収益マンションの管理、 売却、売却代金の管理とお父 さんの生活・介護・医療費の支払 い
信託終了時	お母さんが他界時
残った財産	すべて売却し、葬儀費などの経 費を差し引いて子どもたちで平 等に分ける（お父さんがもとも と遺言書に書いていた通り）



家族信託の結果

- ①お父さんが信託せずに手元に置いた「お父さん名義のお金」は、お父さんが自由に使うことができる。（但し、お父さんが認知症になった場合の凍結リスクはあります。）
- ②賃貸マンションの管理、家賃の回収などは、A夫さんが代わりに行うことができる。（お父さんが管理するのが難しくなった場合に備える）
- ③賃貸マンションの収益はお父さんのものなので、A夫さん

- に所得税はかからない。
（今まで通りお父さんにかかる）
- ④回収した「家賃」は、A夫さんの個人資産とは別口で管理され、お父さんの生活や介護費用に充てることができる。（お父さんが認知症になっても凍結することなく、代わりにお金をおろすことができる）
 - ⑤お父さんが将来介護施設に入居するなどして医療費や介護費が不足した場合、A夫さんの判断で実家や収益マンションを売却することができる。
 - ⑥A夫さんはお父さんの資産を預かっているだけなので、贈与税がかかることはない。
 - ⑦信託財産の信託終了時（お父さんが他界した時）の扱いについてまで契約で決めておけるため、お父さんが他界した時に資産が凍結して葬儀費用が出せずに困ることがない。
 - ⑧お父さんが他界した時、自宅や収益マンションが残っていた場合は、A夫さんがそのまま売却してお金で分けることができるので、自宅や収益マンションの名義をいったん相続人名義に変更する費用（相続登記費用）が節約できる。
 - ⑨信託せずにお父さんの手元に置いた財産が残った場合は、お父さんが書いた遺言書の通りに分けられる。

急な体調の変化や将来の認知症に備え、「家族信託」で老後のお金の使い方をチェックしよう

以上の通り、親の体調の変化や将来の認知症に備えて、家族信託契約をしておくことで、急な入院や認知症になっても財産が凍結することなく親のために使うことができます。厚生労働省によれば、2025年には認知症患者が700万人になると言われています。判断能力が低下すると、

- ・銀行でのお金の引き出し、支払いや振込、定期預金の解約
- ・株や投資信託、外貨預金の売却や監禁
- ・不動産の売却、修繕、リフォーム、賃貸、管理
- ・介護や医療、施設の費用などの支払い

ができなくなってしまいます。ご両親が元気なうちに、これからのことを考えませんか？

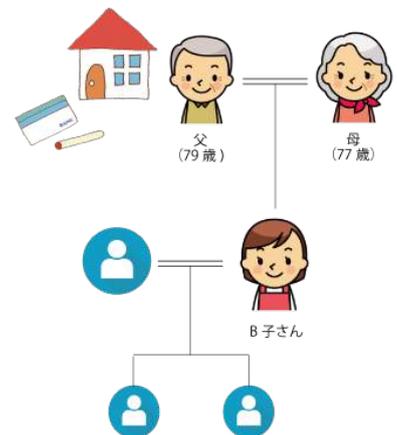
ケース 5

認知症のお母さんを残してお父さんが他界したらお父さん名義の遺産はどうなるの？

今回ご相談いただいたのは、認知症のお母さんを持つB子さん。今はデイサービスを利用し、ヘルパーさんと協力しながらお父さんと2人で今まで通りの暮らしを続けているのですが…

ご家族の状況とB子さんの心配事

お母さんは77歳。1年前にアルツハイマー型認知症と診断されました。実家もお金もほとんどがお父さんの名義のため、お母さんはしっかりと介護サービスを受けられています。お父さんは、今までお母さんにまかせきりだった生活費のやりくりや料理・洗濯をするようになり、ご両親は実家で2人で生活しています。ある日、お父さんから「風邪をひいてい寝ている」と電話がありました。慌てて実家に戻るとお父さんの熱はすでに下がっており、「ちょっと疲れがでただ



け」と言っていました。

この一件でB子さんは、万が一お父さんがお母さんより先に他界してしまったらどうなるのかと心配になったのだそうです。

認知症のお母さんを残し、お父さんが他界したらどうなる？

どなたかが他界すると「相続」が発生します。故人が残した財産は、

- ・遺言があれば遺言のとおり
- ・遺言がなければ相続人全員で話し合い（遺産分割協議）をして分ける

ことになります。（民法907、908条）

したがって、B子さんのお父さんがお母さんより先に他界した場合は、B子さんとお母さんの「遺産分割協議」で遺産を引き継ぐことになります。

しかし、B子さんのお母さんはすでに認知症のため「遺産分割協議」ができません。

今のままだとせっかくお父さんが残してくれた遺産を引き継いで使うことができなくなってしまいます。

お父さんが遺言書を残してくれていた場合は、遺産は遺言書の通りにお母さんへ引き継がれます。

しかしお母さんはすでに認知症。

判断能力が低下している人は、銀行でのお金の引き出しや定期預金の解約、不動産の売却や修繕、介護施設や医療費などの支払いといったお金の管理ができません。

お父さんから引き継がれた遺産を使うことができないのです。

お母さんが既に認知症でも遺産相続・遺産の管理を解決できる「家族信託」

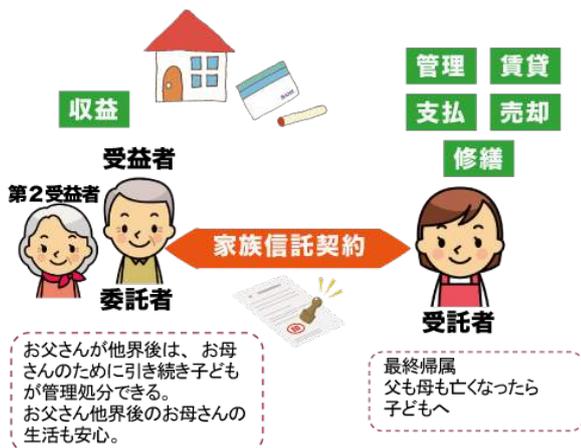
万が一、お父さんが認知症のお母さんより先に他界しまった時のことを考え、お父さんとB子さんの間で「家族信託」の契約をしておくことにしました。

家族信託は、自分の生きている間の財産の管理だけでなく、自分が他界した後の財産の管理を2段階で定めておくことができるのです。

これによりB子さんは、お父さんから信託された財産を、

- ・お父さんが元気な間はお父さんのために
- ・お父さんが他界したあとはお母さんのために

使うことができるようになりました。



委託者（財産を托す人）	お父さん
受託者（財産を託される人）	B子さん
受益者（信託の利益を得る人）	①お父さん ②お父さんが他界後はお母さん
信託財産（預ける財産）	① 自宅 ② お父さん名義の3,000万円
信託の目的	お父さんとお母さんの安心な老後の生活の実現
受託者の権限	実家の管理、売却、売却代金の管理、お父さんとお母さんの生活・介護・医療費の支払い
信託終了時	お父さんとお母さんが他界時。すべての財産を換金し、B子さんへ引き継ぐ

このように、お父さんがB子さんに「自分が先に他界した時は、財産を認知症のお母さんのために使うこと」を託しておくことで、B子さんはお父さんが他界した後も安心してお母さんの介護を続けることができるのです。

家族信託の結果とメリット

- ①お父さんの体調の変化や認知症になった後も資産は凍結せず、B子さんが契約内容にしたがって財産を管理することができる。
- ②お父さんが先に他界した場合、認知症のお母さんのために財産を使ってあげることができる。
- ③お父さんが先に他界し、お母さんの在宅介護が難しくなった場合、空き家になった実家をB子さんが売却して施設の費用や介護費用に充てることができる。
- ④お父さんが他界した時に、実家の名義をいったんお母さん名義に変更する費用（相続登記）が節約できる。
- ⑤B子さんはお父さんの資産を預かっているだけなので、贈与税がかかることはない。
- ⑥お父さんから信託された財産とB子さんの個人財産は分別して管理ができるため、お父さん他界後のお母さんのことを安心して任せてもらえる。
- ⑦お父さんが他界しても、お父さんの遺産をお母さんのために使えるため、B子さんも安心して生活が送れる。

お母さんが認知症になったら、今すぐお父さんと「家族信託」を検討しよう

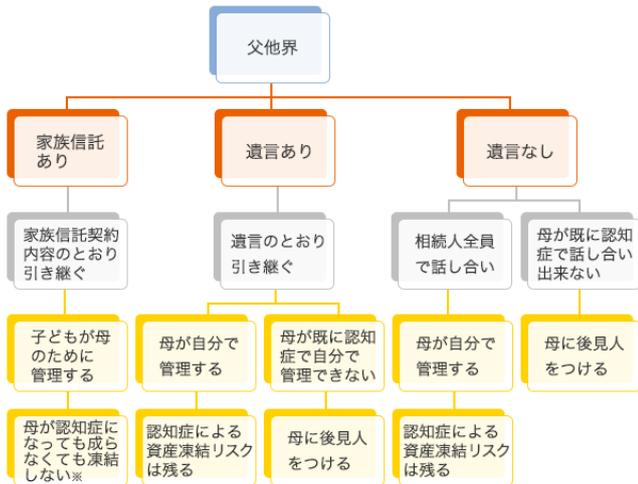
今回のB子さんのように、お母さんが既に認知症である場合でも、財産の名義人であるお父さんが元気なら、家族信託を使うことができます。

長寿社会の日本において、親のどちらかが他界した場合に、片方が既に認知症ということもよくあることです。

このような場合でも、両親が2人で築いた遺産が凍結することなく両親のどちらも天国へいくまでしっかり使える仕組みを整えておくことが大切です。

お母さんが認知症になってしまったときは、今すぐお父さんと家族信託を検討されることをオススメします。

<豆知識>遺産相続フローチャート



※父が信託しなかった財産については凍結のリスクは残ります

ご両親は健在だけど、お母さんがすでに認知症と診断されているという方は、ともえみの60分無料個別相談にお越しください。

無料でプランを提示します！

60分無料個別相談では、以下のことが解決できます。

- ・このまま何もしないとどうなるかのリスクがわかる
- ・相続税がかかるかどうかわかる
- ・残された家族の相続トラブルを防ぐ対策がわかる
- ・問題解決の為に我が家に必要な手続きがわかる
- ・自分でできること、専門家に任せることがわかる
- ・家族信託の費用はいくら掛かるのかわかる
- ・どのようなスケジュールで行うかわかる
- ・どこから解決すべきかわかる
- ・いつまでに始めるべきかわかる
- ・解決後のイメージがわかる



ケース
6

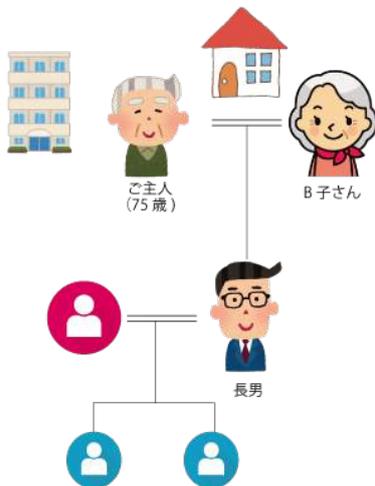
収益不動産の継承をスムーズにする「家族信託」

夫は賃貸アパートを経営中です。年齢とともに思うように身体が動かなくなってきたため、最近では細かいことを同居中の長男夫婦に手伝ってもらうことが増えてきました。夫の死後、アパートの経営は長男に引き継ぐ予定ですが、今のうちに対策しておくことはありますか？
というご相談をいただきました。

ご家族の状況

ご相談いただいたのは73歳のB子さん。ご主人は75歳です。お父さん名義の家で40代の長男夫婦、孫たちと3世代で仲良く暮らしています。

これまで一人で対応していた賃貸アパートの管理ですが、



体力の衰えに伴い、力仕事を息子夫婦に手伝ってもらうことが年々増えてきているので、今後のことを考えてきちんと対策をしておきたいというのがB子さんの希望です。

このまま何も対策をしないとどうなる？

今の状態で、もしご主人が急な病気で意識不明になったり認知症になったりすると、長男夫婦が代わりに家賃の回収をしたり補修工事をしたりすることはできません。

認知機能が低下すると、

- ・銀行でのお金の引き出し、支払いや振込、定期預金の解約
- ・株や投資信託、外貨預金の売却や監禁
- ・不動産の売却、修繕、リフォーム、賃貸、管理
- ・介護や医療、施設の費用などの支払い

といったお金の管理ができなくなるのです。

アパートの管理を長男に委託し、収益はご主人が受け取る「家族信託」

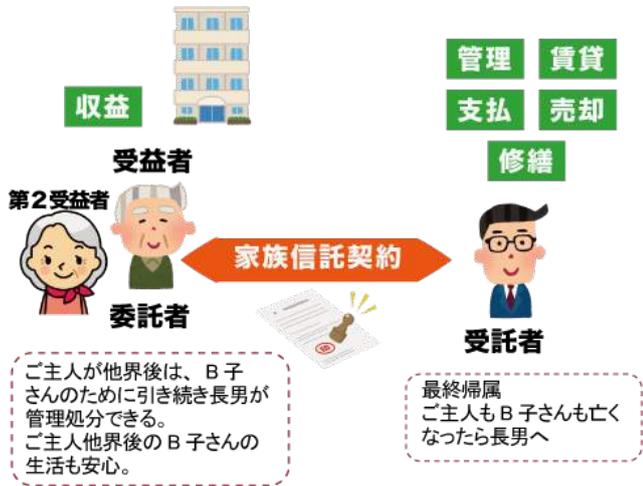
B子さんには、ご主人がアパートを信託財産として長男に委託し、収益はご主人が受け取ることができる家族信託を結ぶことをオススメしました。

そうすることで、ご主人にもしものことがあった場合でも長男が滞りなくアパートを管理できますし、収益はご主人が受け取ることができるため、実質的な変化がほぼないのでご主人にとっても抵抗が少ないと思われます。

また、ご主人が亡くなった後は、配偶者であるBさんが収益を受け取る「第2受益者」として設定することで、Bさんも守られます。

委託者（財産を托す人）	B子さんのご主人
受託者（財産を託される人）	長男
受益者（信託の利益を得る人）	①ご主人 ②ご主人さんが他界後はB子さん
信託財産（預ける財産）	①ご主人の経営するアパート

信託の目的	スムーズな不動産継承
受託者の権限	アパートの管理、売却、売却代金の管理
信託終了時	ご主人とB子さんが他界時。すべての財産を換金し、長男へ引き継ぐ



家族信託の結果とメリット

- ①ご主人の体調の変化や認知症になった後も、長男が契約内容にしたがってアパートを管理することができる。
- ②ご主人が先に他界した場合、B子さんがアパートの収益を受け取ることができる。
- ③ご主人が先に他界し、B子さんの在宅介護が難しくなった場合、経営しているアパートを長男が売却して施設の費用や介護費用に充てることができる。
- ④ご主人が他界した時に、アパートの名義をいったんB子さん名義に変更する費用（相続登記）が節約できる。
- ⑤長男はご主人の資産を預かっているだけなので、贈与税がかかることはない。
- ⑥ご主人が他界しても、アパートの収益をお母さんのために使えるため、B子さんも安心して生活が送れる。

収益不動産をお持ちの方は、元気うちに「家族信託」を検討しよう

今回のB子さんのように、収益不動産の名義人が元気うちに家族信託を締結することで、不動産の継承がスムーズにおこなえますし、不動産を信託財産として委託することで負担が減り、余生をゆっくりとお過ごしいただけます。

収益不動産をお持ちの方は、元気うちに信頼できるご家族との家族信託を検討されることをオススメします。

ケース 7

老後資金2,000万円が足りない！？
80歳の母が「投資をしたい」と言ってきた…

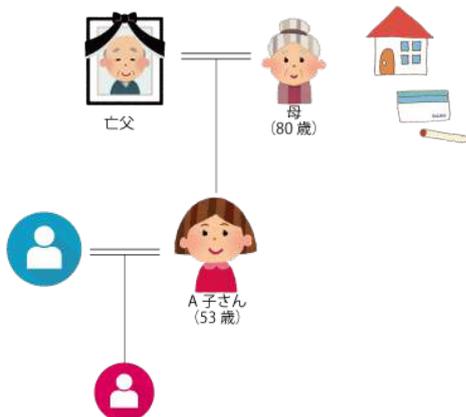
今回ご相談いただいたのは、都内のマンションにご主人と2人で暮らす53歳のA子さん。

もうすぐ80歳になるお母さんが、自分の老後費用のために投資をしたいと言いだしたのだそうです。

ご家族の状況とA子さんの心配事

お母さんは5年前にお父さんが他界してからは、実家で一人暮らしをしています。

町内会の活動も積極的に参加するなど、とても元気でしっかりしているため、まだまだ自分のお金を自分で管理できています。



一方A子さんは、短大を卒業後フルタイムでの仕事を続け、今年で勤続33年。リーダーを任せられ、数名の部下とも上手くやっています。子どもたちも昨年独立し、今は自分たちの老後に備えて少しずつ投資をスタートしました。

一人娘のA子さんは、お母さんの面倒は最後まできちんとみると覚悟はできていますが、万が一介護が必要になったとき、仕事と介護の両立ができるかが心配です。

もし早期退職するととなると、自分たちの老後生活のプランを見直さないといけないかもと、不安は募るばかりです。

#お母さんの資産状況と投資をしたいと思った理由
お母さんの資産は、

- ・ 自宅：お父さんが他界後、お母さん名義に。住宅ローンは完済している。売れば1,500万円ぐらいになりそう。
- ・ 定期預金：1,000万円。いざという時のお金。
- ・ 普通預金：200万円。日々のやりくりに使っている。2ヶ月に1度年金が入ってくるので残高はほとんど減らない。

です。

投資をしたいと思った一番の理由は、一人娘のA子さんに迷惑をかけないように自分の老後費用は自分のお金でなんとかしたいという思いです。

ある時「老後資金が2,000万円必要」という話題を耳にしたお母さんは、銀行の人に相談をしたのだそうです。

そこで、投資信託が貯金より利回りが高いと聞き、定期預金の1,000万円を投資に回そうと考えたのです。

80歳のお母さんに投資は必要？

テレビでも話題になることが多い「老後資金2,000万円必要」とは、60歳と65歳の夫婦が95歳まで生きたときの資産で、もうすぐ80歳になるA子さんのお母さんには当てはまりません。

また、80代の2人に1人が認知症になるとも言われており、今は元気なお母さんも、認知症などで判断能力が低下するような状況にならないとも限りません。判断能力が低下すると、投資で増やしたお金もおろせなくなってしまいます。

そうすると、「一人娘のAさんに迷惑をかけないように自分の老後費用は自分のお金でなんとかしたい」という思いとは真逆の結果になってしまいます。

80歳からの高齢期は、現役期やリタイア前後期のように投資でお金を増やすのではなく、

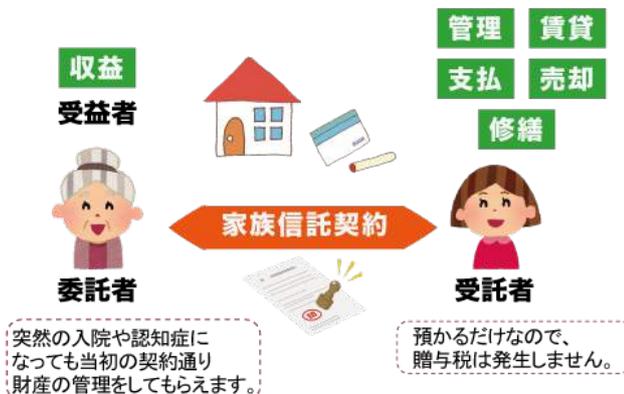
- ①心身の衰えを見据えたマネープランの見直し
- ②認知・判断能力の低下・喪失への備え

が必要なのです。

お金を「必要な時に自分のために使う」ための備え

今ある資産で十分に生活ができそうだとわかったお母さん。判断能力の低下で資産が凍結して困らないように、Aさんと家族信託をしておくことにしました。

委託者（財産を托す人）	お母さん
受託者（財産を託される人）	A子さん
受益者（信託の利益を得る人）	お母さん
信託財産（預ける財産）	①今住んでいる自宅（実家） ②定期預金の1,000万円
信託の目的	お母さんの安心な老後の生活の実現
受託者の権限	実家の管理、売却、売却代金の管理、お母さんの生活・介護・医療費の支払い
信託終了時	お母さんが他界時。すべての財産を換金し、A子さんへ引き継ぐ



家族信託の契約と同時に、地域包括支援センターに相談して、今後のお母さんの体調の変化に対応し、様々な介護制度を利用していけるようにすることにしました。

これでAさんは安心して定年まで今の仕事を続けることができます。

家族信託の結果とメリット

- ①お母さんが投資しようとしていた1,000万円を安全に保管できる。
- ②お母さんに大きなお金が必要になった時は、Aさんがいつでもお金を届けてあげられる。
- ③お母さんが認知症になった後も資産は凍結せず、Aさんが契約内容に従って財産管理をすることができる。
- ④Aさんが実家の管理や修繕をすることができ、ご近所に迷惑がかからない。
- ⑤お母さんが施設に入ることになった場合、Aさんが実家を売却して介護費用に充てることができる。
- ⑥Aさんはお母さんの資産を預かっているだけなので、贈与税がかかることはない。
- ⑦お母さんから信託された財産とAさんの個人財産は分別して管理ができるため、お母さんに説明がしやすい。
- ⑧信託財産の信託終了時（お母さんが他界した時）の扱いについてまで契約で定めておけるため、お母さんが他界した時に資産が凍結して葬儀費用が出せずに困ることがない。
- ⑨お母さんが他界した時に実家が残っていた場合、相続登記をしないでAさんが現金化できるため、経費の節約ができる。

お母さんの貯金をハイリスクの投資に回してお金が減ってしまったり、認知症などでお金が出せなくなるという心配がなくなり、Aさんもお母さんも安心して生活を送れるようになりました。

親の80歳が見えてきたら、「家族信託」でマネープランの見直しを検討しよう

今回のAさんのように、親が認知症などで判断能力が低下する前なら、家族信託を使うのか投資運用をするのか、それともこのまま何もしないのかを比較検討することができます。家族信託はまだ新しい制度のため知らない人も多く、投資信託と間違えて捉えられることもあるようです。

家族信託は、金融商品ではなく老後のお金と暮らしを「誰に」託すのか「人」の問題。

投資信託は、投資をプロに任せて増やしたい人の「お金」の問題。

家族信託をしてもお金が増えることはありませんが、判断能力の低下によりお金が下ろせなくなったり、だまし取られたりするリスクがなくなり、「心身の衰えを見据えたマネープランの見直し」「認知・判断能力の低下・喪失への備え」として使える制度です。

親の80歳が見えてきたら、まずは家族信託を検討してみたいかでしょうか。

親の財産がどこにどれだけあるのかを整理整頓し、それぞれの家族にピッタリな備えを選んで決めることで、親をやさしく見守りながら将来に備えることができますよ。

「老後資金2,000万円必要」について

2019年6月3日、金融庁の金融審議会（市場ワーキング・グループ）がまとめた報告書「高齢社会における資産形成・管理」の中で、人生100年時代に95歳まで生きるには、夫婦で2,000万円の金融資産が必要との試算が発表されました。このことが様々なメディアで取り上げられ、「老後に2,000万円なんてどうしよう」「そんなの無理だ」「年金

制度どうしてくれる」などと動揺が広がっています。
日本の年金制度は、現役時代の収入を100%保障する仕組みではないので、老後、年金収入で足りない分は現役時代に貯めたお金を取り崩して生活するか、生活水準を下げるのか。

現役時代と同じ生活水準を保つために老後資金が必要なことは今も昔も変わりません。しかし、郵便局にお金を預けているだけで6%も金利がつき、10年預けたら倍になるといふ親世代が生き残った時代と今では情勢が大きく変わっており、

ケース
8

高齢の親を詐欺被害から守るための家族信託

今回のご相談者は50代のA子さん。

一人暮らしの高齢者がオレオレ詐欺などの被害にあうというニュースを見るたびにハラハラしていたところ、「お母さんが銀行の窓口で多額の現金を出金しようとしているのですが、状況を確認させてもらいたい。」と警察から電話がかかってきたのだそうです。

お母さんが多額の現金を出金しようとした理由

A子さんが慌てて銀行に駆けつけると、お母さんは銀行の担当者と警察の方に囲まれて別室でちょこんと座っていました。銀行の担当者の話によると、どうやらお母さんは窓口で500万円をおろそうとしていたのだそうです。その訳をお母さんに聞くと、

- ・銀行の窓口が家の近くになくなったので、家の近くのコンビニでお金をおろそうとしたが、ATMの使い方がわからずおろせなかった。
- ・最近膝が痛くて駅前の銀行まで歩くのが大変なので、まとまったお金を手元に置いておこうと思った。

という理由でした。

お母さんがオレオレ詐欺にあっているのではないとわかり、一安心したA子さん。しかし、事前に電話をしてから家に置いてある現金をとりこくるアポ電詐欺が高齢者詐欺の手口として増えていることもあり、500万円もの大金を家に置いておくのは危険です。ひとまず10万円だけおろして、家に帰ることにしました。

A子さんの心配事と「防サギ」対策

今回の騒動で、いよいよ高齢のお母さんのお金の出し入れについての対策が必要だと思いました。そこでA子さんは、「高齢者詐欺」への対策として

- ・キャッシュカードの振込や出金限度額を低く設定しておく
- ・生活費用の普通預金口座の残高を少なくしておく
- ・家にまとまった現金を置かないようにする

と決めました。

そして、膝が痛くて銀行の窓口まで行けない、ATMが苦手というお母さんのために

- ・生活費の支払いなどを、自動引き落としにしておく
- ・A子さんが月に1度、お母さんの代わりにお金をおろして届ける

「老後2,000万円」という数字だけを聞いて慌てるのもうなずけます

私たち子ども世代は、ほとんど金利がつかず、お金を貯めにくい時代を生きているということを受け止めた上で、年金制度への関心と、金融に対する正しい知識を持ち、お金を「増やす」「貯める」という行動をとらないといけなのかもしれません。

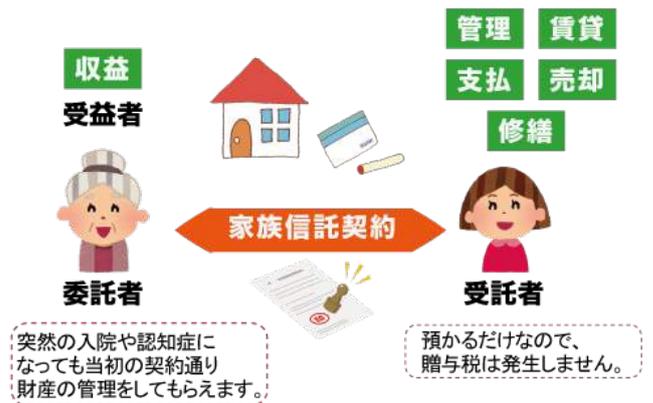
ことにしました。

月に1度お母さんにお金を届けることは、お母さんの体調の変化の見守りにもなります。

しかしこれだけでは、万が一お母さんが認知症になってしまった後や、まとまったお金が必要になった時にお金をおろすことができないため、A子さんとお母さんは家族信託をしておくことにしました。

ATMが苦手なお母さんとA子さんの家族信託

委託者（財産を托す人）	お母さん
受託者（財産を託される人）	A子さん
受益者（信託の利益を得る人）	お母さん
信託財産（預ける財産）	①自宅、②預貯金500万円
信託の目的	お母さんの安心な老後の生活の実現
受託者の権限	お母さんの生活費、介護・医療費の支払い、実家の管理・売却・売却代金の管理
信託終了時	お母さんが他界時。全ての財産を換金してA子さんへ引き継ぐ



家族信託の結果とメリット

- ①お母さんが手元に置いておこうとしていた500万円を安全に保管できる。
- ②お母さんに大きなお金が必要になった場合も、A子さんにお金を届けてあげられる。
- ③お母さんが認知症になった後も、資産が凍結することなく、A子さんが契約内容にしたがって財産管理をすること

ができる。

- ④お母さんが施設へ入居して、実家が空き家になった場合、A子さんが実家を売却して介護費用に充てることができる。
- ⑤A子さんはお母さんの資産を預かっているだけなので、贈与税がかかることはない。
- ⑥任意後見人や法定後見人と違い、家庭裁判所の関与がないため、月々の費用がかからない。
- ⑦信託財産の信託終了時の扱いについても契約で定めるため、お母さんが他界した時に資産が凍結して葬儀費用が出せなくなることはない。

家族信託の締結で、お母さんが詐欺被害にあうかもしれないという心配や、自分でお金がおろせない心配、認知症になって口座が凍結する心配がなくなり、A子さんもお母さんも安心して生活を送れるようになりました。

高齢の親が心配になったら、防サギ対策にもなる「家族信託」を検討しよう

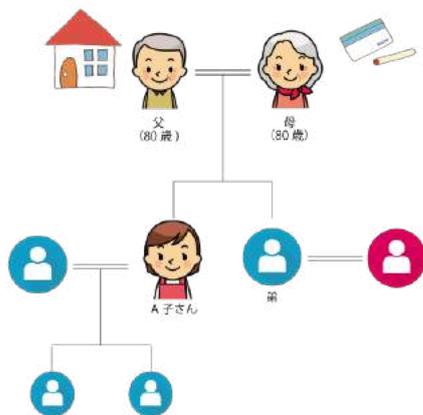
全国で高齢者の詐欺被害が増加しています。せっかく老後の資金にと貯めておいたお金が詐欺にあっては大変です。家族信託をしておけば、親の財産を「子どもへの信託口座」で資産に保管・管理することができます。

さらに、体調の変化や認知症などで銀行の窓口でのお金の出し入れができなくなった親の代わりに、いつでもお金を出し入れしてあげることができます。

ケース 9

相続トラブルの回避にも！ 親が元気なうちにする生前対策

今回のご相談者は50代の女性A子さんとそのお母さん。お父さんが先に死んだら相続トラブルになるのではないかと気を揉んでいるお母さんのために、今できる対策をしておきたいとご相談をいただきました。



ご家族の状況

A子さんのご両親はともにご健在。お金はほとんどがお父さん名義で、これまではお母さんが通帳を預かり、すべての家計の管理をしていました。しかし、お母さんももうすぐ80歳。最近では物忘れもあり、お金の出し入れが不安になってきているようです。

家族信託は、元気な親をやさしく見守ることができる制度です。

親のお金のことが気になりだしたら、家族信託で「今のお金の出し入れ」と「将来のお金の出し入れ」についての対策をスタートしてはいかがでしょうか。

高齢者の詐欺被害について

警察庁によると、平成29年のオレオレ詐欺などの特殊詐欺の被害額は394.7億円。中でも高齢者の被害割合は全体の72.5%と非常に高くなっていることから、注意喚起の呼びかけCMなども制作され、被害を水際で防ぐための取り組みが強化されています。

各金融機関は、高額の取引をする高齢者には積極的に声掛けをし、使途に疑義がある場合は警察へ通報することもあるそうです。

実際、高齢者支援を専門とする弊所へも「御社のお客さんだという〇〇さんが銀行の窓口で多額のお金を振り込もうとしている」と、警察から連絡がくる事態も発生しています。また、70歳以上かつ過去3年間ATMでの取引がないといった、一定の条件に当てはまる高齢者のキャッシュカードでの振込額や、引出額の上限額を設定するといった対策もおこなわれています。

しかし、そこまでしても被害が減らないほど、詐欺犯罪の手口は巧妙化しています。

高齢者の詐欺被害は他人事ではありません。早めに対策しておくことをオススメします。

A子さんとお母さんの心配事

お母さんの一番の心配事は、離れて暮らす弟夫婦のこと。家族のことには一切関わろうとしない息子とその嫁が、お父さんが死んだら財産を狙ってくるのではないかと気がきではないようです。

A子さんは、近くに住んでいることもあり、できる限り両親のお世話をあげたいと思っています。

しかし、お母さんが管理していたお父さんの通帳をA子さんが預かると、弟夫婦からあらぬ疑いをかけられるのではと心配していました。

相続トラブルにたくないA子さんとお父さんの「家族信託」

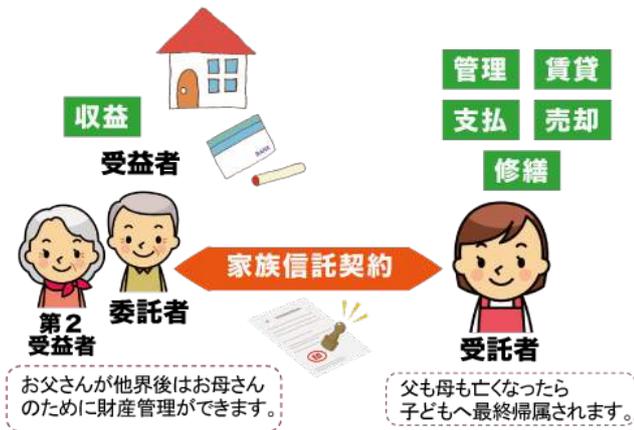
「生前、親の面倒を一切みなかった子どもが、遺産だけしっかりもらいに来る」というのは相続の現場でよくあるトラブルです。

親の介護や生活のサポートをしてきた子どもが、親のお金を使い込んだのではないかと疑われ、大変な思いをされることがよくあるのです。

そのような相続トラブルにならないよう、A子さんはお父さんと家族信託をすることにしました。

委託者（財産を托す人）	お父さん
-------------	------

受託者（財産を託される人）	A子さん
受益者（信託の利益を得る人）	①お父さん ②お父さんが他界したらお母さん
信託財産（預ける財産）	①自宅 ②お父さん名義の3,000万円
信託の目的	お父さんとお母さんの安心な老後の生活の実現
受託者の権限	実家の管理、売却、売却代金の管理、お父さん・お母さんの生活・介護・医療費の支払い
信託終了時	お父さんとお母さんが他界時。すべての財産を換金し、葬儀費用とその他経費を差し引いてA子さんと弟へ引き継ぐ



家族信託の結果とメリット

- ①お母さんが管理していた「お父さんお金」をAさんが代わりに管理してあげることができる。
- ②お父さんが認知症になっても資産は凍結せず、Aさんがお父さんとお母さんのためにお金を出し入れしてあげるこ

- とができる。
- ③お父さんが他界した後は、お母さんのためにお父さんが残した財産を使ってあげることができる。
- ④お父さんが他界後、お母さんが施設へ入居することになって実家が空き家になった場合、Aさんが実家を売却して介護費用に充てることができる。
- ⑤お父さんが他界した時、実家の名義をお母さん名義に変更する費用（相続登記）が節約できる。
- ⑥Aさんはお父さんの資産を預かっているだけなので、贈与税がかかることはない。
- ⑦お父さんから信託された財産と、Aさん個人の資産は分別して管理ができるため、お父さん、お母さん、弟夫婦からも安心して任せてもらえる。
- ⑧お父さんとお母さんが他界した後は、Aさんがすべての財産を換金し、経費を差し引いて兄弟で平等に分けることができるので、弟夫婦との話し合いで揉めたらどうしようというストレスがなくなる。

これによりAさんは、お父さんが元気な間はお父さんのために、お父さんが他界したあとはお母さんのためにお父さんのお金を使うことができるようになりました。お母さんも、お父さんが他界した時にお父さんの遺産がすべてお母さんのものになり、管理は娘のAさんがしてくれると約束され、安心して過ごせるようになりました。

相続トラブルが気になったら、親が元気なうちに「家族信託」を検討しよう

家族信託は、親が活着ている間の財産管理だけでなく、他界した後の財産管理を2段階で定めておくことができる画期的な制度です。

少子高齢化の日本において、子どもたち全員が平等にチカラを合わせて親のサポートをするということは難しくなっています。

が必要で。相続法では、親が他界した後、誰に何をどう分けるかということ遺言で決めていない場合は、相続人全員での話し合い（遺産分割協議）が必要と定められています。改正相続法は、遺産分割協議がまとまらなかった場合に、

- ・残された高齢の妻をどう保護するのか？
- ・介護を頑張った人の労にどう報いるのか？

の落とし所を図ろうとするものであり、「改正相続法」があるから安泰ということではありません。結局、相続人全員の話し合いがまとまらなければ、裁判を申立て、裁判所で分け方を決めてもらうということになるのです。

家族間でごたごたするストレス、そもそも話し合いができないかもしれない不安、家族の問題を裁判に持ち込まないといけない時間とお金の負担。

そんな大変さを考えると、やはり親が元気なうちに家族で話し合い、必要であれば生前対策をすることがオススメだということに代わりがないのです。

家族信託は、相続トラブルへの備えができる生前対策です。早いうちにご検討されることをオススメします。

【豆知識】相続法について

民法には、どなたかが亡くなった場合にその方が残した遺産が「誰に」「どのように」引き継がれるのかといった、基本ルールが定められています。

これをいわゆる「相続法」と呼んでいます。

私たちの暮らしと大きくかわる相続法が、2018年7月に40年ぶりに改正されました。

前回相続法が改正されたのは1980年。

そこから日本の社会構造は大きく変化しました。

平均寿命は、男性80.98年、女性87.14年。夫が他界した時に、残された妻が80代という「老老相続」が増加していることから、残された高齢の妻の生活を守る必要性が高まっています。

また、65歳以上の人口が全人口の27.7%。4人に1人が高齢者という社会において、誰が介護の負担を担うのかという問題や、ライフスタイルや家族の形の変化、そこからくる相続トラブルなどの問題に対応するため、40年ぶりに相続法が改正されたのです。

今回の改正で、残された相続人を保護したり、トラブルを防ぐための様々な制度が創設されました。

しかし、新たに認められた制度を使うにも、家族の話し合い

ケース
10

我が家に家族信託は必要??

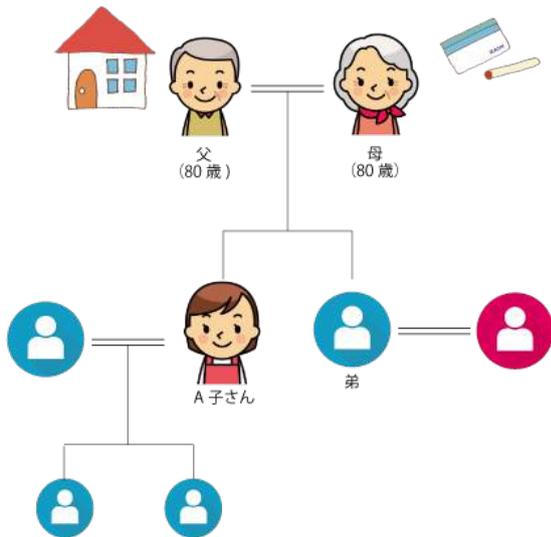
もうすぐ80歳になる親の認知症が心配で、様々なところで情報収集をしているというA子さん。

認知症になると、医療や介護の対策だけでなく、お金の管理や財産処分の問題も出てくることは認識しているようで、高齢期の親のお金の管理に家族信託という制度が有効だということも調べていたそうです。

そんなA子さんからのご相談は、すばり「我が家に家族信託は必要なのでしょうか？」ということでした。

ご家族の状況と資産状況

A子さんのご両親はともにご健在。
お父さんは78歳、お母さんは76歳。お二人とも元気で、お父さん名義の家にお母さんと2人で住んでいます。
Aさんはご主人とお子さんと4人で実家の近くに住んでいます。Aさんには関東にお住まいの弟が一人います。



財産の状況については、以下の通りです。

お父さん名義の財産

- ①実家：父母が二人で住んでいます。
- ②空き家：父の弟が1人で住んでいましたが、昨年他界。父が引き継いでそのままです。
- ③預貯金：3,000万円

お母さん名義の財産

- ①預貯金：100万円

Aさんの心配事

Aさんは、80歳を前にしたご両親の認知症のことを心配しています。80代の2人に1人が認知症になるということが言われていることもあり、今は元気な両親もいつ認知症になってしまうかわからないので、早めに対策をしておきたいと思っています。

一方で両親は、今現在何かに困っているということもなく、自分たちの築いた財産で気楽に暮らしたいと思っていま

す。Aさんは、そんなご両親の希望をかなえるためにも、家族信託という制度を利用した方が良いのかどうかを思案しているのです。

家族信託必要度チェック

家族信託が必要かどうかのチェックポイントは、

- ①家族の状況 ②財産の状況 ③希望

の3つです。

A子さんご家族の状況を、このチェックポイントでどのような問題点があるのかを見てみましょう。

チェックポイント

問題点

①家族の状況について

お父さんとお母さんの年齢が近い（お父さん78歳、お母さん76歳）
→お父さんが他界時に、お母さんが認知症になっていると相続手続きができない。

②財産の状況について

資産のほとんどがお父さん名義
→お父さんが認知症になってしまうと、お金のやりくりができなくなる。

③希望について

ご両親の希望は自分たちの築いた財産で気軽に暮らしたいということですが、空き家不動産があることが問題です。
→近所からクレームがきている。管理コストもバカにならない。
→そろそろどうするか決めたいがなかなか決められない。

このような状況で家族信託をしておくと、

- ①お父さんが認知症になっても、お父さんのお金は凍結せず、お父さんのために使える
- ②お父さんが他界しても、お父さんのお金は凍結せず、お母さんのために使える
- ③お父さん、お母さんの代わりに、子どもたちが空き家の管理処分を行える

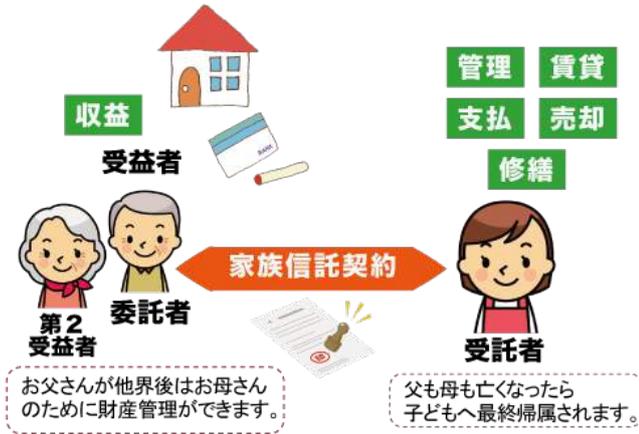
ことになります。

以上のことより、A子さん家族は、家族信託しておく方が良いという結論になりました。

高齢期の親のお金の管理に使える「家族信託」

委託者（財産を托す人）	お父さん
受託者（財産を託される人）	A子さん

受益者（信託の利益を得る人）	①お父さん ②お父さんが他界したらお母さん
信託財産（預ける財産）	①自宅 ②空き家 ③お父さん名義の3,000万円
信託の目的	お父さんとお母さんの安心な老後の生活の実現
受託者の権限	実家+空き家の管理、売却、売却代金の管理、お父さん・お母さんの生活・介護・医療費の支払い
信託終了時	お父さんとお母さんが他界時。すべての財産を換金し、葬儀費用とその他経費を差し引いてA子さんと弟へ引き継ぐ



家族信託の結果とメリット

- ①お母さんが管理していた「お父さん名義のお金」をA子さんが代わりに管理してあげることができる。
- ②お父さんが認知症になっても資産は凍結せず、A子さんがお父さんとお母さんのためにお金を出し入れしてあげることができる。
- ③現在空き家になっている家を、A子さんが代わりに売却や賃貸管理がすることができる。
- ④お父さんが他界した後は、お母さんのためにお父さんが残した財産を使ってあげることができる。
- ⑤お父さんが他界後、お母さんが施設へ入居することになって実家が空き家になった場合、A子さんが実家を売却して介護費用に充てることができる。
- ⑥お父さんが他界した時、実家の名義をお母さん名義に変更する費用（相続登記）が節約できる。
- ⑦A子さんはお父さんの資産を預かっているだけなので、贈与税がかかるとはならない。
- ⑧お父さんから信託された財産と、A子さん個人の資産は分別して管理ができるため、お父さん、お母さん、弟夫婦からも安心して任せてもらえる。
- ⑨お父さんとお母さんが他界した後は、A子さんがすべての財産を換価し、経費を差し引いて兄弟で平等に分けることができるので、弟夫婦と揉めることはない。

これによりA子さんは、お父さんが元気な間はお父さんのために、お父さんが他界したあとはお母さんのためにお父さんのお金を使うことができるようになりました。

お父さんが死んだあとのことを心配していたお母さんも、お父さんの遺産の管理を娘のA子さんがしてくれると約束され、安心です。

家族信託チェックポイント

「家族信託」とは、親が、子どもなどの信頼できる家族・親族に、不動産や預貯金などの財産の管理を任せる契約のことで、「民事信託」ともいわれます。

親が元気なうちから準備しておくことで、認知症で判断能力が低下しても、財産が凍結することなく親のために使うことができると、利用される方が増えています。

先ほども述べましたが、家族信託が必要かどうかのチェックポイントは、

- ①家族の状況 ②財産の状況 ③希望

の3つです。

①家族の状況について

親が他界した後に、必要な家族がいる。

親が他界した後に、遺産分けの話し合いができない人がいる。

②財産の状況について

親の資産のほとんどが不動産である。

親が管理しきれていない資産がある。

親が認知症になって凍結すると困る資産がある。

③希望について

子どもに負担をかけたくないと思っている。

親の安心な暮らしをサポートしてあげたいと思っている。

上記で一つでもチェックがつけば、家族信託を検討する余地があると言えるでしょう。

しかしながら、「必要かどうか」と「できるかどうか」は、また別の話。

必要であっても、「信じて託せる」子どもがいない場合は、残念ながら家族信託を実行することができません。また、家族信託は「契約」ですので、親の判断能力が低下したあとは、することができません。

「できない」という結果になった場合は、成年後見など別の制度の利用を検討することも視野に入れることが必要です。

いずれにせよ、親が元気なうちに、高齢期の親のお金を守るための「家族信託」が必要か？さらに、うちでもできそうか？を段階的にチェックされることをお勧めします。

「家族信託」をつかった生前対策なら、 「司法書士事務所ともえみ」にお任せください!

「ともえみ」が選ばれる理由

豊富な実績と感動のホスピタリティーで
お客様お一人おひとりに、「安心な老後」と「幸せな相続」をお届けします。

大阪駅前徒歩3分



ともえみは、各線梅田、JR大阪駅から徒歩すぐのところにあります。クラシックの流れる個別面談室でゆっくりとご相談ください。

スタッフ全員女性



ともえみは、代表司法書士をはじめ、スタッフ全員が女性。女性やご高齢者さまお一人でも安心してご相談いただけます。家族信託の専門家が、お話をじっくりお伺いし、お一人お一人にぴったりのご提案をいたします。

セミナー実績100回超



各種セミナー、勉強会の実施回数が100回を越えました! お客様向けのセミナーから社内研修や勉強会の講師まで、さまざまなニーズにお応えします。お気軽にお声かけください。

【全国トップレベルの解決実績】

ともえみは、家族信託普及協会認定事務所です
家族信託特設サイトにて、よくある質問、お客様の声を更新中!

詳しくはコチラ➡



《初回相談は無料です》
お気軽にお電話ください!

大阪駅前やさしい
相続・遺言・家族信託
専門相談室



司法書士事務所
ともえみ

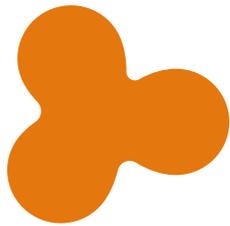


0120-637-762

完全予約制

9:00~18:00
365日受付

☑相談無料 ☑秘密主義 ☑大阪駅前徒歩3分 ☑スタッフ全員女性



司法書士事務所
ともえみ

大阪駅前やさしい
相続・遺言・家族信託
専門相談室

【お問合せ・ご相談の予約】 365日対応/9時～18時



0120-637-762

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第4ビル 12F

<http://www.tomoemi.co.jp/>